

令和6年版

基本がわかる

源泉徴収のしかた



源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口へ赴く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続きが可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。



～事前予約制度について～

税務署では、面接相談の事前予約制を実施しております。
電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。
面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。予約の際、名前・住所・相談内容をお伺いし、相談日にお持ちいただく書類等をお伝えします。

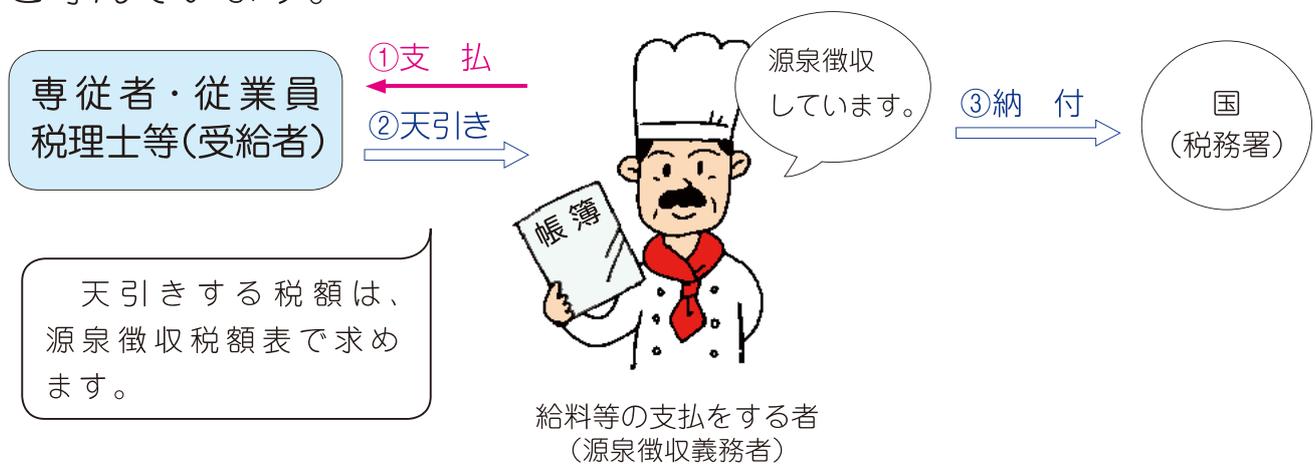
※ この冊子は、令和5年12月3日現在の法令等に基づいて作成しています。

大阪国税局
税務署

1 給料などを支払う際には、源泉徴収が必要です。

商売をしている事業主や企業が、青色事業専従者や従業員（役員、パート、アルバイトを含みます。）に給料などを支払っている場合、所得税法では、このような事業主や企業を「源泉徴収義務者」と定めています。

源泉徴収義務者は、給料などを支払う際には、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）を天引きして、国（税務署）に納付することになっています。この手続を **源泉徴収** と呼んでいます。



2 給料などから源泉徴収する際には、次の書類を使用します。

書類の名称	説明
扶養控除等(異動)申告書	源泉徴収する所得税等の計算の際に必要な扶養親族数等の状況を確認するため、毎年最初の給与等の支払の日の前日までに青色事業専従者や従業員から提出させるもの ※ 源泉徴収税額表甲欄の適用には本申告書の提出が必要となります。
源泉徴収簿	月々の給与等の支払額や源泉徴収した所得税等の税額などを各人別に記録するもの
源泉徴収税額表	給料や賞与から源泉徴収する所得税等の税額や税額の算出に使用する税率を定めたもの ※ その年分に対応したのものを使用する必要があります。
所得税徴収高計算書(納付書)	源泉徴収した所得税等を納付する際に使用するもの

(注) 所得税徴収高計算書(納付書)以外の書類は、国税庁ホームページに掲載しております。

《個人番号（マイナンバー）の記載について》



- ・ 「扶養控除等（異動）申告書」には、従業員が従業員本人や配偶者等の個人番号（マイナンバー）を記載していただく必要があります。

(注) 個人番号が記載された帳簿を備え付けるなど、一定の要件の下、個人番号の記載を省略できる場合があります。

- ・ 個人番号が記載された「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際には、従業員の本人確認を行う必要があります。

(注) 1 本人確認とは、①記載された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、②従業員が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）の2つをいいます。

2 控除対象扶養親族等の本人確認は、従業員本人が行います。

3 源泉徴収は、給料などを実際に支払う際に行います。

4 使用する源泉徴収税額表は、月給か日給かによって異なります。

源泉徴収する所得税等の税額は、源泉徴収税額表を使用して求めますが、これには次のような種類があり、どの税額表を使うかは給料などの支払形態によって異なります。

支給区分		使用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用する欄
給与	① 月ごとに支払うもの	月額表	提出あり	甲欄
	② 半月ごと、10日ごとに支払うもの		提出なし	乙欄
	③ 月の整数倍の期間ごとに支払うもの		提出あり	甲欄
	④ 毎日支払うもの	日額表	提出あり	甲欄
	⑤ 週ごとに支払うもの		提出なし	乙欄
	⑥ 日割で支払うもの		(提出不要)	丙欄
	⑦ 日雇賃金			
賞与	① 前月中に賞与以外の給与の支払がある人に支払うもの (前月中の賞与以外の給与の10倍を超えるものを除きます。)	算出率表	提出あり	甲欄
			提出なし	乙欄
	② 前月中に賞与以外の給与の支払がない人に支払うもの	月額表	提出あり	甲欄
	③ 前月中の賞与以外の給与の10倍を超えるもの		提出なし	乙欄

5 源泉徴収する所得税等の税額の計算と納付は次のとおり行います。

1 給与等の金額の算出

給与等の支給額から社会保険料を控除して、社会保険料等控除後の給与等の金額を求めます。

- 一定額までの通勤手当は非課税となります。
- 社会保険料とは、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料などをいいます。

項目	金額
基本給	250,000
家族手当	30,000
残業手当	20,000
通勤手当	10,000
合計	310,000
厚生年金	29,280
健康・介護保険	18,976
雇用保険	1,550
住民税	21,900
控除額	

2 扶養親族等の数の確認

扶養控除等申告書から、扶養親族等の数を求めます。

- 16才未満の扶養親族は、**控除対象扶養親族に該当しません。**
- 扶養親族等の年齢は、その年の**12月31日現在の年齢**により判断します。

扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	国税商事 株式会社	(フリガナ)	オオサカ タロウ
			あなたの氏名	大阪 太郎
区分等	(フリガナ) 氏名	あなたの氏名	生年月日	扶養親族等の種別
源泉控除対象配偶者(注1)	オオサカ ハナコ 大阪 花子		57-3-18	650,000
主たる	オオサカ イチロウ 大阪 一郎		18-4-19	0
	子			

3 税額の算出

源泉徴収税額表から、社会保険料等控除後の給与等の金額と扶養親族等の数に応じた税額を求めます。

- 源泉徴収税額表はその年分に対応したものを使用する必要があります。
- 扶養親族等の数の数え方については源泉徴収税額表をご覧ください。

源泉徴収税額表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数							税額	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		7人
以上	円	円	円	円	円	円	円	円	円
未	円	円	円	円	円	円	円	円	円
満	円	円	円	円	円	円	円	円	円
税	円	円	円	円	円	円	円	円	円
額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

源泉徴収簿

所	職	住	氏	前	年	差	引	前	年	差	引
属	名	所	名	年の	末	引	引	年の	末	引	引
区	月	支	給	支	給	給	給	支	給	給	給
分	日	給	金	給	金	給	金	給	金	給	金
令和6年分	1	25	300,000	49,806	250,194	2	3,300	0	3,300		

4 所得税徴収高計算書（納付書）の記載

各月ごとに所得税徴収高計算書（納付書）に**従業員等全員分の支給額等の合計額**を記載します。

所得税徴収高計算書（納付書）

国	税	徴	収	高	計	算	書	納	付	書
32309	06	ヒガシ	00035019	110	00123456					
060125	9	従業員等全員分の合計支給額を記載	従業員等全員分の合計税額を記載							
					0601					

5 源泉徴収した所得税等の納付

源泉徴収した所得税等は、次の⑥の場合などを除き、原則、給料などを支払った月の翌月10日までに納付します。具体的には、①所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、銀行などの窓口での納付といった手続のほか、e-Taxを利用して納付する場合は、②ダイレクト納付やインターネットバンキングなどを利用した電子納税、③スマホアプリ納付（一度の納付での利用上限金額は30万円です。）、④クレジットカード納付（決済手数料が必要です。）といった手続があります。

源泉所得税の納付は、ダイレクト納付やスマホアプリ納付、クレジットカード納付といったキャッシュレス納付が便利です。

《納付する税額がない場合》

納付すべき税額が生じない場合でも、所得税徴収高計算書（納付書）を作成し、所轄の税務署へ提出していただくか、送付していただく必要があります。

- 注1) 納付期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります。
- 注2) 納付期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

キャッシュレス納付に関するご案内はこちら



6 源泉徴収した所得税等の納付は、「納期の特例」制度を利用すると便利です。

青色事業専従者や従業員の合計が常時10人未満のときは、税務署長に申請して納期の特例の承認を受けることにより、毎月（日）の給与等から源泉徴収した所得税等を次のように、年2回にまとめて納付することができます。

区 分	納 付 期 限
1月から6月までに支払ったもの	7月10日
7月から12月までに支払ったもの	翌年1月20日

(注) 納付期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります。

納期の特例は、原則として申請書を提出した日の翌月に支払う給与等から適用されます。

(例) 申請書を2月中に提出した場合

給与等の支払月	納 付 期 限
2月	3月10日
3月～6月	7月10日

《納付書の記入のしかた》

【 年 度 】
納付年月日が含まれる会計年度（毎年4月1日～翌年3月31日）を記載してください。

【 支払年月日 】
「納期等の区分」欄に記載した期間内の最初と最後の支払年月日を記載してください。

【 納期等の区分 】
「納期の特例」の期間の最初と最後の支払年月日を記載してください。

【 本 税 】
「俸給・給料等」から「年末調整による超過税額」までの「税額」欄の合計を記載してください。

【 徴収義務者 】
(住所・氏名等)
住所（所在地）、氏名（名称）等はあらかじめプリントされていますので、正しくプリントされているかご確認の上、電話番号のみ記載してください。

【 人 員 】
「納期等の区分」欄に記載した期間内における各月の支給実人員（日雇労働者の賃金は延べ人員）の合計を記載してください。

【 合計額 】
「本税」と「延滞税」の金額の合計と一致しているか確認してください。
記載内容を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください（訂正した納付書は金融機関で受理されませんので、ご注意ください。）。

【 税務署名・税務番号・整理番号 】
この欄がプリントされている納付書を使用してください。
また、税務署名について所轄税務署であることを確認してください。

【 支払年月日欄と「納期等の区分」欄に記載する年月は一致することにご留意ください。】

(注) 詳細については、国税庁ホームページに掲載しております。



7 月々の給料などから源泉徴収した所得税等は年末調整によって精算します。

年末調整は12月(その年最後に給料等の支払をする時)に行います。
 (注) 年末調整については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください。  

年末調整手続を電子化することにより、従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減、申告書(紙)の保管場所が不要となるなど、年末調整手続を効率化することができます。

詳しくは国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。  

8 税理士報酬などについても、源泉徴収が必要です。

以下の報酬を支払う場合には、次の計算式で求めた所得税等を源泉徴収して、支払った月の翌月10日までに納付します。

キャッシュレス納付に関するご案内はこちら 

源泉徴収の対象となる報酬	税額の計算式
税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士、企業診断員などに支払う報酬	支払金額 × 10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20.42%
司法書士、土地家屋調査士などに支払う報酬	(支払金額 - 1回の支払につき10,000円) × 10.21%

- (注) 1 算出した所得税等の税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
 2 請求書等において消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の額が明確に区分されていない場合は「請求総額」が、また、請求書等において消費税等の額が明確に区分されている場合は「請求総額 - 消費税等の額」が、源泉徴収する所得税等の税額を算出するための課税対象額(支払金額)となります。

なお、納期の特例の承認を受けているときは、税理士報酬などから源泉徴収した所得税等についても、給料などから源泉徴収した所得税等と併せて、年2回にまとめて納付します。

講演に係る報酬やデザインの報酬などを支払う際にも源泉徴収が必要となります。この場合、「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」を使用します。

(注) 講演に係る報酬やデザインの報酬などの報酬・料金等から源泉徴収した所得税等については、毎月納付する必要があり、年2回にまとめて納付することはできません。

国税庁ホームページをご活用ください



源泉徴収義務者の方に最新の情報をお届けするため、国税庁ホームページ内に特設ページ（「源泉徴収義務者の方」）を設けています。

この特設ページでは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの各種様式、「年末調整のしかた」などの各種手引・パンフレットや質疑応答事例など源泉所得税に関する情報を掲載していますので、是非ご活用ください。

「源泉徴収義務者の方」は、

▶ **利用者別に調べる**

から

源泉徴収義務者の方

を選んで



※ この画面は令和5年12月3日現在のホームページ画面です。

① 税制改正等

源泉所得税の改正のあらましなど税制改正に関する情報を掲載しています。

② 年末調整

年末調整関係の様式や年末調整特集ページなどに関する情報を掲載しています。

③ 一般的な情報

よくあるご質問に対する回答などについて掲載しています。

④ 専門的な情報

法令解釈や専門的なご質問に対する回答などについて掲載しています。



税務職員ふたば

○ 源泉所得税に関するご質問は、**タックスアンサー**で解決！あなたの疑問にお答えします！

国税庁 タックスアンサー

検索



○ 年末調整に関するご質問は、**AIチャットボット「税務職員ふたば」**にご相談ください。

※ 年末調整の時期に限ります。

国税庁 ふたば

検索



★ 電話でのご相談は、**国税相談専用ダイヤル【0570-00-5901（ナビダイヤル）】**をご利用下さい。音声案内に従って、「2」を選択すると大阪国税局電話相談センターの担当者につながります。

なお、各税務署の代表電話も引き続きご使用いただけます。